

議案第17号

八幡浜市通学費補助金交付条例の一部を改正する条例の制定について
標記条例を次のように制定する。

令和3年2月24日提出

八幡浜市長 大城 一郎

記

八幡浜市通学費補助金交付条例の一部を改正する条例

八幡浜市通学費補助金交付条例（平成17年条例第89号）の一部を次のよう
に改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で
示すように改正する。ただし、改正後の欄に掲げる規定で改正前の欄にこれに対
応するものを掲げていないものは、これを加えるものとする。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>八幡浜市立小学校及び中学校</u> <u>に遠距離から通学する</u> 児童及び生徒<u>の保護者に対し、その負担</u>を軽減 するため、補助金を交付する基準等を定めるもの とする。</p> <p>(補助金交付の範囲)</p> <p>第2条 通学費に対する補助金（以下「通学費補 助金」という。）は、<u>別表の左欄に掲げる学校</u> <u>に同表の右欄に掲げる区域から通学する児童及</u> <u>び生徒</u> <u>に</u>（以下 「対象児童及び生徒」という。）<u>の保護者</u>に交付 する。ただし、他の<u>法令等の規定</u>により通学に要 する交通費の給付を受ける<u>者を除く。</u></p> <p>(補助金の<u>額</u>)</p> <p>第3条 通学費補助金<u>の額は、次の各号に掲げる</u> <u>交通機関の区分に応じ、それぞれ当該各号に定</u> <u>める額</u>とする。</p> <p><u>(1) 定期バス等（道路運送法（昭和26年法律</u> <u>第183号。以下「法」という。）第9条第1</u> <u>項に規定する一般乗合旅客自動車運送事業者</u> <u>が法第5条第1項第3号に規定する路線定期</u> <u>運行の用に供する自動車及び特定非営利活動</u> <u>促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項</u> <u>に規定する特定非営利活動法人が法第78条</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>八幡浜市立日土小学校、千</u> <u>丈小学校及び神山小学校並びに八代中学校、松</u> <u>柏中学校及び保内中学校</u>に遠距離から通学する 児童及び生徒<u>に対し、その保護者の負担</u>を軽減 するため、補助金を交付する基準等を定めるもの とする。</p> <p>(補助金交付の範囲)</p> <p>第2条 通学費に対する補助金（以下「通学費補 助金」という。）は、<u>日土町森山、日土町樫木</u> <u>の各地域の以東、南裏、川之内上、川之内下、</u> <u>古藪、横平及び布喜川の各区域から通学する児</u> <u>童並びに川上町、横平、南裏、川之内大上、古</u> <u>藪及び日土町の各区域から通学する生徒</u>（以下 「対象児童及び生徒」という。）<u>に</u>交付 する。ただし、他の<u>法律</u>により通学に要 する交通費の給付を受ける<u>児童及び生徒は、こ</u> <u>の対象児童及び生徒から除くものとする。</u></p> <p>(補助金の<u>基準</u>)</p> <p>第3条 通学費補助金<u>は、対象児童及び生徒の住</u> <u>居に最も近い停留所から学校までのバス定期乗</u> <u>車賃と同額</u>とする。</p>

第2号に規定する自家用有償旅客運送の用に供する自動車をいう。以下同じ。）対象児童及び生徒の住居に最も近い定期バス等の停留所から当該対象児童及び生徒が通学する学校に最も近い定期バス等の停留所までの区間に係る通学用の定期乗車券の価額と同じ額

(2) 定期航行船（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第4項に規定する旅客定期航路事業の用に供する船舶をいう。以下同じ。）対象児童及び生徒の住居に最も近い定期航行船の発着場から当該対象児童及び生徒が通学する学校に最も近い定期航行船の発着場までの区間に係る通学用の定期乗船券の価額と同じ額

附則の次に次の別表を加える。

別表（第2条関係）

学校	区域
白浜小学校	大島
神山小学校	布喜川 横平
日土小学校	日土町のうち、森山、榎野、檜木上、檜木下、福岡、久保田、尾之花、筵田、野地及び瀬田の各地区
千丈小学校	南裏 川之内上 川之内下 古藪
愛宕中学校	大島
八代中学校	横平 川上町の全地区 真網代 穴井
松柏中学校	南裏 川之内大上 古藪
保内中学校	日土町の全地区

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の八幡浜市通学費補助金交付条例の規定は、この条例の施行の日以後の通学費に係る補助金について適用し、同日前の通学費に係る補助金については、なお従前の例による。

提案理由

令和3年4月1日から、真穴中学校を八代中学校に統合すること等に伴い、所要の改正を行うため。